佐倉市議会政務活動費の取り扱いに関する基準

平成14年4月1日制定

最終改正令和5年4月1日

1　政務活動費の使途

（1）政務活動費は、次の経費に使用することができる。

項　　目	内　　容	主 な 例
調査研究費	会派及び議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究又は調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研　修　費	会派及び議員が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、参加負担金、文書通信費、旅費等
広　報　費	会派及び議員が行う政務活動又は市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、文書通信費、新聞折込料、会場費等
広　聴　費	会派及び議員が行う住民からの市政又は会派及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派及び議員が要請又は陳情の活動を行うために要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費等
会　議　費	会派及び議員が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、文書通信費、参加負担金、旅費等
資料作成費	会派及び議員が行う政務活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
資料購入費	会派及び議員が行う政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、定期刊行物購読料、有料データベース利用料等
人　件　費	会派及び議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費	給料、手当、賃金等

事 務 所 費	会派及び議員が行う政務活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費	事務所の賃借料(礼金、敷金は含まない)、維持管理費
事　務　費	上記以外で、会派及び議員が行う政務活動に必要な事務に関する経費	事務用消耗品、事務機器購入、リース代、ガソリン代、通信費(インターネット使用料及び携帯電話代)等 ※1　ガソリン代については、4分の1を上限に按分し、月額3，000円(1人当たり)を限度とする。 ※2　通信費(インターネット通信料及び携帯電話料)については、使用料合計額の4分の1を上限に按分し、月額4，000円(1人当たり)を限度とする。 ※3　会派室以外(自宅等)で使用する事務機器購入及びリース代、並びに事務機器に関連する消耗品については、それぞれ2分の1を上限に按分する。 ※4　按分で生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(2)　政務活動費は、次の経費に使用することができない。

ア　交際費的な経費

(例)餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、年賀状(購入及び印刷代金)、名刺印刷代金

イ　政党本来の活動に属する経費

（例）党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費

ウ　選挙活動に伴う経費

エ　会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費

オ　レクリエーション等の経費

カ　後援会活動に伴う経費

２　政務活動費の保管及び経理

（1）各会派及び議員は、政務活動費の保管状況を明確にするとともに、その経理については、次に定めるところにより処理するものとする。

ア　支出の決定は、代表者が行う。

イ　出納は、会派の代表者の承認を得て、経理責任者が行う。

ウ　支出に当たっては、領収書を徴すること。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者発行の支払い証明書をもってこれに代えることができる。

エ　政務活動費の出納のみを行うための会派名義の預金口座及び経理簿を備える。

オ　経理責任者は、所要の帳簿及び証書類等を整理保管する。

３　備品の取り扱い

（1）備品の取り扱いについては、次のとおりとする。

ア　政務活動費を使用し購入できる備品は、会派及び議員の調査研究その他の活動に要する共通使用の事務用備品に限るものとする。

（例）　パソコン(タブレットを含む)、プリンター、デジタルカメラ、ICレコーダー等

イ　次に類するものは対象とならない。

(ア)テレビ、ビデオ、家具類（ロッカー等を含む）

(イ)会派室を利用する場合は、設置に工事等が必要となるもの

(ウ)その他、会派室等の管理上支障が考えられるもの

ウ　備品の所有権は会派及び議員に帰属するものとする。

エ　備品の管理は会派及び議員が行うことを原則として、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令で定める年数をいう。以下同じ。）内での買い換え及び廃棄は、特別な理由がない限りできないものとする。

オ　購入できる備品は、単年度で支払いができるものを対象とし、年度を越える分割購入

でないものとする。

カ　政務活動費の計上方法は、耐用年数を議員残任期で月数按分し、会派室以外（自宅等）で使用する場合は2分の1を上限に按分するものとする。

キ　政務活動費の計上月数未満で議員を辞職する場合又は当該備品を廃棄する場合は、政務活動費計上額のうち残月数相当額を返還するものとする。ただし、購入月、辞職月又は廃棄月は使用していたものとみなす。

ク　議員の任期満了時において、購入した備品の耐用年数が残っている場合、任期の開始後に新たに引き継ぐ会派又は議員が引き続き政務活動に使用する場合は、残存する耐用年数分について任期の開始後に政務活動費へ計上できるものとする。

ケ　備品を購入した場合は、会派及び議員において、政務活動費備品台帳（様式1）により整理し、その写しを事務局に提出するものとする。

コ　会派及び議員は、購入した備品を廃棄又は移動等する場合、その処理を事務局と協議したうえで、政務活動費備品台帳を更新し、その写しを事務局に提出するものとする。

サ　解散、任期満了等により消滅した会派の備品は、従前の会派の権利義務を継承しているとみなすことができる会派及び議員に所有権を移転することとする。議員が会派に所属した場合は、議員の備品の所有権は会派に移転することとする。備品の移動については、政務活動費備品台帳を更新し、その写しを事務局に提出するものとする。

シ　その他、この基準に定めのない事項については、関係する法令等に準ずるものとする。

附　則

この基準は、平成14年4月1日より適用する。

附　則（平成15年6月16日）

この基準は、平成15年度支出分政務調査費より適用する。

附　則（平成20年10月1日）

この基準は、平成20年度10月1日支出分政務調査費より適用する。

附　則（平成25年3月1日）

この基準は、平成25年度支出分政務活動費より適用し、改正前に佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、従前の例による。

附　則（平成28年7月12日佐議決裁第188号）

この基準は、平成28年度支出分政務活動費から適用する。

附　則（令和5年3月22日佐議決裁第682号）

この基準は、令和5年度支出分政務活動費より適用し、改正前に佐倉市議会政務活動費

の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、従前の例による。